最終更新:2022年7月6日

S⁺ Camera（Public Beta）／ SORACOM Mosaicサービス 契約約款

第1章　総則

第1.1条　約款の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、当社が申込者に提供するS⁺Cameraサービス（以下、「S⁺ Cameraサービス」といいます。）及びSORACOM Mosaicサービスに関する本契約約款(以下、「本約款」といいます。)を定めます。当社は、本約款に従ってS⁺ Cameraサービス及びSORACOM Mosaicサービスを提供します。

第1.2条　約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に契約者がS⁺ Cameraサービス又はSORACOM Mosaicサービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の約款に規定される料金その他の提供条件を適用します。

第1.3条　用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電気的設備
電気通信回線	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
S⁺ Camera	単に「S⁺ Camera」と表記した場合は、ハードウェア（その中に組み込まれたファームウェアを含む）としてのエッジAIカメラのシリーズを指します。その詳細に関しては以下のURLに記載のとおりです。 https://soracom.jp/soracom_plus/camera_basic/

第2章　サービス

第2.1条　サービス内容

SORACOM Mosaicサービスは、エッジデバイスを統合管理するためのサービスであり、S⁺ Cameraサービスは、S⁺ CameraとSORACOM Mosaicサービスを組み合わせて提供するサービスです。サービスの詳細については、当社ウェブサイトに記載のとおりとします。

第2.2条　関連サービスとの関係

1. 申込者は、S⁺ Cameraサービスの利用には、S⁺ Cameraの購入の他、「SORACOM Mosaic」、「SORACOM Inventory」、「SORACOM Harvest Files」及び「SORACOM Air Japan

(plan-Dの通信料金を適用します。)」の各サービス（以下、総称して「利用必須サービス」といいます。）の利用が必要であることを認識し、S+ Cameraサービスへの申込みとともに利用必須サービスへも申込むものとします。
2. 申込者は、利用必須サービスの利用が制限、中断、中止又は停止された場合には、S+ Cameraサービスも制限、中断、中止又は停止されることがあること、及び利用必須サービスの一部が解除・解約その他の事由により終了したときは、S+ Cameraサービスも終了することを確認するものとします。
3. S+ Cameraサービス又はSORACOM Mosaicの特定の機能を利用するためには、別途追加のサービス（以下、「追加サービス」といい、利用必須サービスと追加サービスを総称して「S+ Camera関連サービス」といいます）を利用する必要がある場合があります。契約者は、それら特定の機能を利用する場合は、追加サービスにおいて必要となる料金をソラコムに対して支払うものとします。機能と必要になる追加サービスの一覧は https://users.soracom.io/ja-jp/docs/mosaic/ に記載のとおりです。追加サービスの料金については https://soracom.jp/pricing/ をご参照ください。
4. S+ 関連サービスの利用約款はSORACOM Mosaicサービスを除き、以下のURLから参照可能であり、契約者は各利用約款に従って各S+ 関連サービスを利用するものとします。SORACOM Mosaicサービスについては、本約款に規定するとおりです。
   https://soracom.jp/share/terms/

第2.3条　サービスの提供区域

S+ Cameraサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、個別規約において別段の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。また、その提供区域内であっても電波の伝わりにくいところでは、S+ Cameraサービスを利用することができない場合があります。

第2.4条　トライアル機能

1. 当社は、その裁量により、S+ CameraサービスもしくはSORACOM Mosaicサービスの機能をお試しいただくためのトライアル機能を提供します。トライアル機能は、Mosaicシステム（第5.1条に定義します）の一部を構成します。
2. トライアル機能（トライアル機能を介して取得した画像を含みます）はS+ CameraサービスもしくはSORACOM Mosaicサービスの検証を目的としたものであり、検証目的以外に使用することはできません。
3. トライアル機能の利用に起因する著しい通信量の増加を観測した場合、当社は、トライアル機能の利用を制限もしくは停止することができます。

第3章 本契約の締結

第3.1条　申込の方法

S+ Cameraサービスの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本約款及びS+ Camera関連サービスの各約款が契約の内容となることを承認した上で、当社所定の手続に従って申込(以下、「申込」といいます。)を行うものとします。

第3.2条　申込の承諾

1. 当社は、申込者に対して、申込者がS+ Cameraサービス及びS+ Camera関連サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
   (1)　申込者が本約款上の債務の履行を怠るおそれがあるとき

(2) 申込者に対するS⁺ Cameraサービス及びS⁺ Camera関連サービスの提供により、当社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
(3) 申込者に対するS⁺ Cameraサービスの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
(4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
(5) 申込者がSORACOM Air Japanサービス契約約款第5.1条(利用の制限)第3項各号の事由に該当するとき。
(6) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
(7) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
(8) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
(9) 申込者がS⁺ Cameraサービス、S⁺ Camera関連サービス又はS⁺ Cameraを適切に利用する意思が無いとき。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

第3.3条　契約の効力発生

本契約は、申込を当社が第3.2条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします(以下、効力が発生した日を「効力発生日」、効力発生日以降の申込者を契約者と称するものとします。)。

第4章 S⁺ Camera

第4.1条　仕様

S⁺ Cameraの仕様は、以下のURL（当該URL中にて引用されるWebページも含みます。）及び別途当社より提示する書面に記載のとおりとします。

https://soracom.jp/soracom_plus/camera_basic/

第4.2条　受入検査・不具合

1. 契約者は、S⁺ Cameraが予め合意された納入場所に納入されたときは、すみやかに数量及び外観の検査（以下総称して「受入検査」といいます。）を行い、その合否を当社に書面により通知するものとします。なお、納入後、当社の5営業日以内に契約者から合否に関する何らの書面通知もない場合又は契約者がS⁺ CameraをMosaicシステム（第5.1条に定義します。）に登録した場合は、S⁺ Cameraは契約者の受入検査に合格したものとみなします。
2. 受入検査の結果、契約者がS⁺ Camera又はその付属品に不具合を発見したときは、契約者は、当社に当該不具合品を送付するものとし、当社は、当該不具合品を交換するものとします。但し、当社は、その裁量により、交換以外の方法によって対応することができるものとします。
3. 当社は、受入検査合格後以降は、S⁺ Camera又はその付属品の瑕疵・不具合についての一切の責任を免れるものとします。また、受入検査合格前であっても、S⁺ Cameraのカバーパーツを開けた場合は同様とします。

第4.3条　危険負担

S+ Cameraの納入前に生じたS+ Cameraの滅失、毀損、変質その他一切の損害は、契約者の責に帰すべきものを除いて当社の負担とし、S+ Cameraの納入後に生じたS+ Cameraの滅失、毀損、変質その他一切の損害は、当社の責に帰すべきものを除いて契約者の負担とします。

第4.4条　所有権

S+ Cameraの所有権は、当該S+ Cameraの代金が全額支払われたときに、当社から契約者に移転するものとします。なお、S+ Cameraに内蔵されて引き渡されるSIMについては、SORACOM Air Japan サービス契約約款第9章（SIM カードの貸与等）の規定に従い、その所有権は移転せず、当社より契約者に貸与されるものとします。

第4.5条　ソフトウェアアップデート

契約者は、S+ CameraサービスにはS+ Cameraに最新バージョンのソフトウェアがインストールされていることが必要であることを認識のうえ、当社の指示に従ってアップデート作業を行うものとします。当該作業に費用を要した場合であっても、契約者は自らその費用を負担するものとします。

第4.6条　物品販売規約の不適用

S+ Cameraには、当社が別に定める物品販売規約は適用されないものとします。

第5章　Mosaicシステムの利用

第5.1条　Mosaicシステムの提供

当社は、契約者に対し、SORACOM Mosaicサービスのコンソールシステム(以下、「Mosaicシステム」といいます。)を、WEBサイト(以下、「SORACOMサイト」といいます。)を通じて提供します。

第5.2条　SORACOMサイトへの接続

契約者がSORACOMサイトへ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとします。SORACOMサイトへの接続中、回線・無線LANの環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第5.3条　Mosaicシステムの利用条件

1. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、S+ Cameraサービスを使用するためにのみMosaicシステムを利用するものとします。
2. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、MosaicシステムによりもしくはMosaicシステムに付随するものとして提供する情報(次条のアルゴリズムのうち、当社が提供するものを含みます。以下、「SORACOM提供情報」といいます。)の内容その他のMosaicシステムの内容を変更することができます。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知します。

第5.4条　アルゴリズム

1. 当社は、その裁量により、Mosaicシステムを介して、またはその他当社の指定する方法により、Mosaicシステムにおいて利用するためのアルゴリズムを契約者に提供します。契約者は、それらのアルゴリズムの利用にあたっては、本約款のほか、各アルゴリズムに付属する

条件に従うものとします。

2. 契約者は、当社が指定した第三者が提供するアルゴリズム（以下、「3rd Party アルゴリズム」といいます。）を利用することができます。3rd Party アルゴリズムについては、契約者と当該第三者との間で契約が成立するものとし、それらの不具合等の問題については当該第三者との間で解決するものとします。その他契約条件については、各3rd Party アルゴリズムに付属する条件に従うものとします。
3. 契約者は、自ら作成したアルゴリズム（以下、「自作アルゴリズム」といいます。）をMosaicシステムと組み合わせて利用することもできます。ただし、契約者は、自作アルゴリズム自体又は自作アルゴリズムとMosaicシステムその他当社提供の製品ないしサービスとの組み合わせによって生じた問題について自ら責任を負うものとし、当社に損害を及ぼした場合はその損害を賠償するものとします。

第6章 禁止行為

第6.1条　禁止行為

本約款の他の規定において定めるものに加え、契約者は、当社の書面による承諾なくして、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

(1) 電気通信事業法及び電波法等の関連法令が定める技術基準に適合しない端末を利用すること
(2) SORACOM Mosaicサービスが対応しない端末を利用すること
(3) 当社が指定した以外の通信方法（LAN、Wifi、BLE等）を用いること
(4) 当社所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、S$^+$サービス又はS$^+$ Camera関連サービス用に使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為
(5) 当社又は第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為
(6) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
(7) 児童ポルノを閲覧又は取得するためその他当社が不適切と判断する目的においてS$^+$ Cameraサービス、S$^+$ Camera関連サービス又はS$^+$ Cameraを利用する行為
(8) Mosaicシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
(9) 第三者の使用に供するためにMosaicシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部を複製すること
(10) 第三者(契約者顧客を除きます。)にMosaicシステム及びSORACOM提供情報を取扱わせること
(11) SORACOM提供情報を改変又は改竄すること
(12) 第三者が提供する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること
(13) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること
(14) SORACOM提供情報を基にして知的財産権を出願すること
(15) 不正なアクセス、コンピューターウィルス等を用いてMosaicシステムないしSORACOM提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行うこと
(16) Mosaicシステム又はS$^+$ Cameraに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと
(17) OSもしくはソフトウェアの改変、ライブラリ、ソフトウェアのインストールなど、S$^+$ Cameraに搭載されたSDカードへの書き込みを行うこと
(18) トライアル機能（トライアル機能を介して取得した画像を含みます）をS$^+$ CameraサービスもしくはSORACOM Mosaicサービスの検証以外の目的で使用すること
(19) S$^+$ Cameraを第三者に転売すること

(20) 前各号の行為を第三者に行わせること

第7章 撮影時の配慮

第7.1条　個人情報、プライバシーへの配慮

1. 契約者は、S⁺ Cameraサービス、SORACOM Mosaicサービス又はS⁺ Cameraを利用するにあたって、画像の撮影等の対象となる個人（以下、「被撮影者」といいます。）の個人情報、プライバシーに配慮するものとし、被撮影者から、画像の撮影、保存、利用目的等につき有効な同意を取得する等必要な措置をとるものとします。
2. 契約者は、S⁺ Cameraサービス、SORACOM Mosaicサービス又はS⁺ Cameraの利用に関連して被撮影者その他第三者との間で生じた紛争を全て自らの責任で解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。当社が当該紛争に関連して支出することとなった費用その他の損害につき、契約者は、当社の請求に従って補償するものとします。

第8章 本契約の解除

第8.1条　契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を将来に向かって解除することができます（S⁺ Camera及びその付属品の売買契約の有効性には影響を及ぼさないものとします）。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、S⁺ Cameraサービス又は利用必須サービスが利用不能になった場合、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができます。

第8.2条　当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本契約を解除することができま す。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
   (1) SORACOM Air Japan サービス契約約款第 5.1 条(利用の制限)の規定によりSORACOM Air Japan サービスの提供を停止又はされた契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
   (2) SORACOM Air Japan サービス契約約款第 5.1 条(利用の制限))各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社 の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
   (3) 当社と通信キャリアとの間の当社への携帯電話サービスの提供に関する契約が通信キャリアによって解除されたとき。
   (4) 当社とクラウド提供業者との間の当社へのクラウドサービスの提供に関する契約がクラウド提供業者によって解除されたとき。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、S⁺ Cameraサービス又は利用必須サービスの全部又は一部を廃止することがあります。かかる場合は、当該廃止の日に本契約が解除されたものとします。

第9章 責務等

第9.1条　守秘義務

当社及び申込者(本契約の締結後は契約者。本条において同じとします)は、第 3.1 条(申込の方法)に基づく申込以降、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守し、これをS⁺ Cameraサービス又はS⁺ Camera関連サービスの提供又は使用の目的以外に使用しないこととします。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は申込者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。なお、本条は本契約の締結に至らなかった場合又は本契約が解除またはその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第9.2条　信用の維持

契約者は、S⁺ Cameraサービス又はS⁺ Camera関連サービスの使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第9.3条　必要事項の通知

1. 契約者は、第　10.3　条(期限の利益喪失)第(2)号乃至第(8)号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに当社に対して書面により通知することとしま す。
2. 当社は、契約者に対して、契約者がS⁺ Cameraサービス又はS⁺ Camera関連サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、この場合は第3.2条(申込の承諾)第1項の規定を準用します。

第9.4条　フィードバック

当社は、S⁺ Cameraサービスに関してのフィードバックを契約者に求める場合があり、契約者はこれに協力するものとします。なお、契約者は当該フィードバックに関して何らの権利主張もしないものとします。

第10章 料金の支払等

第10.1条　料金の支払

1. 契約者は、S⁺ Cameraサービス及びS⁺ Camera関連サービスの料金（https://soracom.jp/services/mosaic/price/及びhttps://soracom.jp/pricing/のほか、SORACOMサイトに記載のとおりです）を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
2. 契約者は、本契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始して以降は、S⁺ Cameraサービス又はS⁺ Camera関連サービスの約款に規定するところに従って、S⁺ Cameraサービス又はS⁺ Camera関連サービスを利用することができない又は利用しない状態が生じたときであっても、料金を支払う義務を負います。

第10.2条　延滞利息

契約者は、S⁺ Cameraサービス及びS⁺ Camera関連サービスの料金その他の本契約に基づく支払債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第10.3条　期限の利益喪失

1. 契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担するS⁺

Cameraサービス及びS+ Camera関連サービスの料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにそのS+ Cameraサービス及びS+ Camera関連サービスの料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、契約者は、当社から請求があれば直ちに 弁済しなければならないものとします。

(1) 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
(2) 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき。
(3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
(4) 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
(5) 契約者について電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき。
(6) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
(7) 契約者の所在が不明なとき。
(8) その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

2. 当社は、契約者が債務の履行を怠った場合は、S+ Cameraサービス又はS+ Camera関連サービスの利用を制限若しくは停止することができるものとします。

第11章 知的財産

第11.1条 オープンソース

S+ Cameraサービス及びS+ Cameraにはオープンソースの構成要素が用いられています。契約者はこのことを承諾の上、当社が別途提供するマニュアル並びに指定したウェブサイトに掲載されたそれらオープンソースの構成要素の使用条件に従うものとします。

第11.2条 知的財産権

S+ Cameraサービス、S+ Camera関連サービス、Mosaic システム、SORACOM 提供情報、S+ Camera及びこれらに付帯するサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本約款、S+ Cameraサービス、S+ Camera関連サービス、Mosaic システム、SORACOM 提供情報、S+ Camera及びこれらに付帯するサービス提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第12条 保証の否認

第12.1条 保証の否認

契約者は、S+ Cameraサービス、S+ Camera関連サービス、Mosaic システム、SORACOM 提供情報、S+ Camera及びこれらに付帯するサービスは現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供されるS+ Cameraサービス、SORACOM Mosaicサービス、Mosaic システム、SORACOM 提供情報、S+ Camera及びこれらに付帯するサービスに関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第13章 補償

第13.1条　補償

当社及び契約者は、本約款に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本約款に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第13.2条　責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によってS^+ サービス、S^+ Camera関連サービス、Mosaic システム、SORACOM 提供情報、S^+ Camera及びこれらに付帯するサービスが利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額のSORACOM Mosaicサービス料金を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. 前各項の規定にかかわらず、通信キャリア・クラウド提供業者の帰責事由によるS^+ Cameraサービスの利用不能の場合には、当社は、通信キャリア・クラウド提供業者から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実に発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
4. 当社は、S^+ Cameraサービス、S^+ Camera関連サービス、Mosaic システム、SORACOM 提供情報の提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客、契約者顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
5. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第14章 権利義務の譲渡

第14.1条　権利義務の譲渡

1. 契約者はS^+ Cameraサービス、Soracom Mosaicサービス又はMosaicシステムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。
2. 当社は、(a)合併、買収、又は当社資産の全部若しくは大部分の売却に関連する場合、又は(b)当社のいずれかの関連会社を相手先とする場合、若しくは企業組織再編成の一環として行う場合には、契約者の同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。かかる譲渡がなされた時点で、譲受人は、本契約の当事者として当社に代わるものとみなされ、当社は本契約に基づき履行すべきすべての義務及び責務から完全に免れるものとします。前記に従うことを条件として、本契約は、両当事者ならびに各々の許可された承継人及び譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を有するものとします。

第15章 雑則

第15.1条　プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

第15.2条　反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
   (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること
   (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること
   (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること
   (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること
   (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
   (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
   (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第15.3条　分離可能性

本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第15.4条　合意管轄

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15.5条　準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。なお、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとします。